**利 益 相 反 ポ リ シ ー**

**2020年8月15日制定**

**特定非営利活動法人ローンボウルズ日本**

**１．当法人が、当法人の役職員、会員あるいはそれら及びそれらの近親者等が関係する**

**団体等と金銭的な契約を行おうとする場合は、当法人が不当な不利益を受けることの**

**ないように、あるいは当法人の役職員、会員あるいはそれら及びそれらの近親者等が**

**関係する団体等が不当な利益を受けることの無いようにしなければならない。**

**２．上記に該当する契約で、契約金額が10万円以上となる場合は、臨時理事会によるチェ**

**ックおよび承認を得てから、契約締結しなければならない。**

**３．上記契約の妥当性の判定においては、一般市場価格、仕入れ先価格、競争他者の**

**相見積り価格等の根拠資料などを確認して、行うものとする。**

**以上**